

快走しています コミュニティバス



今年の1月に、試行運行を開始した「小平市コミュニティバス」は、2月1日から29日までの間では、1日平均およそ5百人の方にご利用いただき、「段差がなく乗りやすい」、「時間帯の来り」など好評です。これまでの幹線道路中心の路線バスとは違って、小回りのきく車体で混雑する道路を避けて運行していますが、バス停の位置を教えてくださいという問い合わせもいただいています。

「オレンジ色」の停留所が目印です。大きく表示してある番号を覚えていただくことが便利です。

身近なお出かけに、コミュニティバスをご利用ください。

運行経路 ▽小平駅南口、一橋学園駅、津田公民館・図書館(約20分) ▽津田公民館・図書館、一橋学園駅、小平駅南口(約20分)

運行時間 午前7時に、「小平駅南口」および「津田公民館・図書館」を始発。20分間隔で運行し、午後7時発が最終です。

料金 100円(未就学児は無料。シルバーパスは利用できません)

※車内でお得な回数券(11枚1千円)を販売しています。

※愛称募集については、親しみやすい名称を、今年の夏ごろの市報などで募集する予定です。

問合せ 総合計画課 ☎042(346)9554



市民葬儀協定料金表

◇利用者による組み合わせ方式です。

祭壇	1	2	3	4		
	金らん三段飾 73,500円	彫刻三段飾 126,000円	金らん五段飾 126,000円	彫刻五段飾 178,500円		
使用日数 3日以内						
木棺	1	2	3	※内装用具一式含む窓付。		
	並(桐) 42,000円	上(桐) 63,000円	特上(桐) 84,000円			
霊柩車	1	2	3	4	5	6
	普通車 10kmまで 11,230円	普通車 20kmまで 14,380円	普通車 30kmまで 17,530円	指定宮型車 10kmまで 27,190円	指定宮型車 20kmまで 31,500円	指定宮型車 30kmまで 37,480円
火葬	最上等		※火葬料は非課税。 休憩室料金は含まれません。 多磨火葬場利用。			
	小人 23,800円 (6歳未満)	大人 43,400円				

※骨つば料金は、大人用2号(7寸)11,445円、3号(6寸)10,290円、小人用5号(4寸)5,040円です。

◇その他、利用者の状況によって必要となる経費

マイクロバス	25人乗り	35,280円から
マイク設備	式場内外	10,500円
写真	着せかえ、バック消し、額、リボン付	12,600円から
ドライアイス	一昼夜分	7,875円から
会葬礼状	100枚、清め塩付	6,825円から
盛菓子	祭壇用	8,400円から
天幕	一張	6,300円
いす	一脚	315円
テーブル	一台、白布付	1,575円
鯨幕	一間	735円

※天幕、いす、テーブルおよび鯨幕を大量に必要とする場合は、専門業者への委託になります。
※この料金表は、5%の消費税が含まれた支払総額です。

市民葬儀指定業者

店名	電話番号
(株)京典 小川町1-997	042(341)2166
(有)岩手屋(ふるや葬儀店) 学園西町1-20-7	042(343)4541
(有)三木商店 鈴木町1-247	042(349)1811
(有)小平典礼 天神町2-11	0424(62)5226
(有)井口葬儀店 国分寺市本多5-4-5	042(323)6920
(有)伊藤祭典 中野区大和町1-3-1	042(381)6565

ご利用ください 市民葬儀

市民葬儀は、葬儀の簡素化と経済的負担を軽減するために、市と小平市葬祭業同業組合との協定のもとに行っています。祭壇、霊柩車、火葬などを利用する方が自由に組み合わせる利用ができます。

市民葬儀券は、市民課、東部・西部出張所、動く市役所で交付しています。

※4月1日から、霊柩車の料金が左表のとおり改定になります。

問合せ 市民生活課 ☎042(346)95522

自転車を安全に 利用するために

自転車は、手軽で便利な乗り物で子どもから高齢者まで幅広く利用されています。最近、自転車関係する交通事故や迷惑行為が多発しています。自転車を安全に利用し、周囲に迷惑をかけることのないよう基本的なルールをもう一度確認しましょう。

▽自転車の進路に幼児・子どもや高齢者、障害のある方がいるときは、いったん止まるか、十分に速度を落としましょう

▽交通が混雑しているところでは、自転車から降りて歩いて歩くようにしましょう

▽自転車は車両用の信号に従いましょう

▽飲酒したときや疲れが激しいときは、自転車に乗ることはできません

▽自転車には原則として2人乗りはできません。ただし、大人が幼児用の座席に幼児1人を乗せる場合は別です

▽傘を差したり、バッグなどを手やハンドルに下げるなど、ハンドルやブレーキ操作が不安定になり、危険なのでやめましょう

▽車道を通るときは、道路工事などの場合を除き車道の左端に沿って通行しましょう

▽歩道は歩行者が優先です。自転車は「自転車および歩行者専用」の標識のある歩道を通ることができます。この場合、歩道の車道寄り部分を歩行者の通行に注意して徐行しなければなりません

皆さんも交通ルールを守り、思いやりのある自転車利用に心がけましょう。

問合せ 交通安全課 ☎042(346)9549